

令和7年度 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

三豊市過疎地域持続的発展計画に 関する最終年度評価について

三豊市政策部地域戦略課

令和8年2月25日

©Mitoyo City All Rights Reserved. Confidential

三ト三で、
やって三三。



三豊市過疎地域持続的発展計画

【過疎地域持続的発展計画とは】

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために必要な事項を定めるもの。

【三豊市の過疎地域】

詫間町・仁尾町・財田町

【計画期間】

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

達成状況の最終年度評価

【計画の達成状況の評価に関する事項】

三豊市過疎地域持続的発展計画の13ページ「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」において、過疎計画の「達成状況評価は、外部委員会等により計画の中間年度および最終年度に行う。」としている。

→令和7年度が最終年度

【評価内容】

本計画「(5) 地域の持続的発展のための基本目標」において、「三豊市第2次総合計画」に基づき63,500人+を人口目標に掲げ、11の項目で示す施策を展開することで、魅力的なまちの実現による人口増加をめざすこととしている。

→ (1) 人口目標

(2) 11の施策の取組状況

達成状況の最終年度評価

【（１）人口目標】

目標値	本計画策定時 (R2.10.1)	現状 (R8.1.1)	目標値との比較
63,500+	61,857	56,949	△6,551

本計画策定時点（R2.10.1）の人口は61,857人であり、計画策定以前から目標値を割り込んでいたものの、さらに令和8年1月1日現在では、56,949人と目標値を約6,500人下回るなど、人口目標の達成が厳しさを増している状況となっている。

達成状況の最終年度評価

【（２）11の施策の取組状況】

- ・ 11の施策において、それぞれ計画期間内に実施すべき事業（計53事業）が定められている。
- ・ 最終年度評価にあたり、以下の項目について担当課による事故評価を実施。内容は別紙参照。
 - ①令和5・6・7年度に実施した内容
 - ②実施内容に対する評価
 - ③今後の課題と対応策

（１）人口目標、（２）11の施策の取組状況について、
また、三豊市の過疎地域の取組全体について評価をしていただきたく、
ご意見やご助言をお願いいたします。